

令和7年6月

脱炭素社会の実現に向けた庁有車購入方針

環境部長

区は、中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づき、事務事業の環境負荷の低減及び温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。

ゼロカーボンシティ宣言（令和3年10月28日）を行った自治体として、庁有車の買い換え、新規購入にあたって取り組むべきことについて下記のとおり定める。

記

1 購入する庁有車は電気自動車又は燃料電池車とする。

その際、充電設備などエネルギー補充のために必要となる設備も併せて整備するものとする。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（1）必要とする庁有車の車種について、国内において電気自動車又は燃料電池車が販売されていない場合

（2）区有施設整備計画上、今後10年以内に建て替えを予定する施設であって、現施設において新たに充電設備等を整備することが合理的ではないと区長が認める場合

（3）電力供給等がない状況下における災害対策活動のため、最低限必要な車両であると区長が認める場合

2 上記「1（1）～（3）」のいずれかに該当する場合、プラグインハイブリッド車を購入するものとし、国内における販売が無い場合はハイブリッド車とする。いずれも国内販売されていない場合に限り、ガソリン車の購入を認める。